

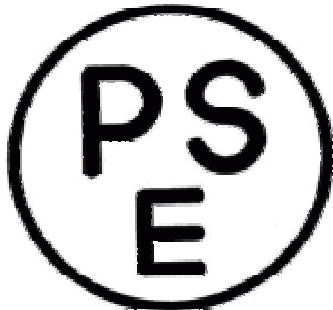
 **重要なお知らせ**

日本宅配水協会からウォーターサーバーの電気用品安全法にしてお知らせがありましたのでご報告致します。

宅配水関連事業者が電気用品安全法に関わるコンプライアンスの件で行政の指摘を受けたとの情報がありました。

ウォーターサーバーが電気用品安全法上「違法状態」となっていた場合、直ちに販売等を中止等の措置が必要となります。

日本宅配水協会より抜粋



弊社では電気用品安全法に基づき「PSEマーク」が表示されているウォーターサーバーのみお取り扱い致しております。

★「PSEマーク」はウォーターサーバーの背面、又は側面に表示されています。

PSEマークについて

電気用品安全法は、電気製品が原因の火災や感電などから消費者を守るために施行された法律で日本国内で100Vコンセントに接続して使用されるほとんど全ての民生用電気製品が対象となる安全規格です。

この法律により、メーカーや輸入業者は、消費者が区別できるよう適合製品にPSEマークをつけて販売することを義務付けられました。Product+Safety+Electrical appliance & materialsの頭文字で、電気製品が安全性を満たしていることを示すマークです。